

# 山梨県公報

第二千七百六十四号

平成三十年

二月一日

木曜日

## 目次

○保安林の指定施業要件の変更予定	二二三
○保安林の指定施業要件の変更(二件)	二二三
○道路の区域変更	二二四
○道路の供用開始	二二四
○建築基準法に基づく道路位置指定	二二四
<b>公 告</b>	
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	二二五
○一般競争入札について	二二五
○平成三十年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度	二二七
○指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知	二二七
<b>公安委員会</b>	
○高速自動車国道中央自動車道等の自動車の通行禁止制限その他の交通規制の一部改正	二二八

## 告 示

### 山梨県告示第十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成三十年二月一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 韮崎市(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - 1 主伐は、択伐による。

- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (一) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
  - (二) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び韮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。

### 山梨県告示第十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年二月一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 都留市(次の図に示す部分に限る。)
  - 二 保安林として指定された目的 公衆の保健
  - 三 変更後の指定施業要件
    - (一) 立木の伐採の方法
      - 1 主伐は、択伐による。
      - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

### 山梨県告示第十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年二月一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 南都留郡道志村(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 三 変更後の指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。  
 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び道志村役場に備え置いて縦覧に供する。)

**山梨県告示第十九号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年二月一日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 南都留郡富士河口湖町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的 公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士河口湖役場に備え置いて縦覧に供する。)

富士河口湖役場に備え置いて縦覧に供する。)

**山梨県告示第二十号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成三十年二月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年二月一日

山梨県知事 後 藤 齋

一 道路の種類 一般国道

二 路線名 百四十号  
 三 道路の区域

区 間	旧別新		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
甲府市小曲町字河原一五四三番地先から 甲府市小曲町字河原一五四三番地先まで	四〇・五 一〇二・八	四〇・五 八三・六		七〇・七

**山梨県告示第二十一号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成三十年二月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年二月一日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	中下条甲府線	甲府市荒川二丁目一番六地先から 甲府市荒川二丁目六番八地先まで	六一・〇	平成三十年 二月一日

**山梨県告示第二十二号**

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年二月一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定の年月日 平成三十年一月二十五日
- 二 指定道路の位置 南都留郡富士河口湖町小立字上前原二千二百四番九
- 三 指定道路の幅員 六・〇メートル
- 四 指定道路の延長 六十一・四メートル

# 公 告

## ● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成三十年二月一日

山梨県知事 後 藤 齋

一 申請のあった年月日 平成三十年一月十五日  
二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 NPO法人ピーク・エイド

2 代表者の氏名 野口健

3 主たる事務所の所在地 山梨県南都留郡富士河口湖町西湖二千八百七十

4 定款に記載された目的 この法人は、一般の人々に対し世界の名山・高山の清掃活動を通じての地球の環境保全を訴えと共に、地球全体の環境保全を前提とする人間社会の健全な発展を目指す環境教育活動及び自然体験活動を通じての人材育成を目的とする。

三 縦覧期間 平成三十年一月二十六日から同年二月二十六日まで

## ● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成三十年二月一日

山梨県知事 後 藤 齋

一 一般競争入札に付する事項

1 調達をする役務等の名称及び数量

(一) 名称 山梨県庁本館等及び構内清掃業務

(二) 数量 一式

2 調達をする役務等の仕様等 入札説明書及び仕様書で定める内容であること。

3 履行期間 平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで

4 履行場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁本館等及び県庁構内

二 事務を担当する所属 山梨県総務部財産管理課

三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 次のいずれにも該当しない者であること。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者

(二) 地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第六百六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。）

(四) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

(五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

2 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百五号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

3 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿において登録業種（建物管理）の「清掃」に登録されている者であること。

4 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第十二条の二第一項第一号又は第八号に掲げる事業について都道府県知事の登録を受けている者であること。

5 役務の性質上、緊急の措置を要する場合、連絡後一時間以内に履行に着手できる者であること。

6 平成二十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの五年間において、一年間継続しての清掃業務を一回として、二回以上清掃面積五千平方メートル以上の清掃業務契約を元請けとして結び、当該契約業務を履行した実績を有する者である

こと。

四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 平成三十年二月一日（木）から同月十三日（火）まで（山梨県の休日を含め）を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参すること。

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県総務部財産管理課

五 入札手続等

1 契約条項を示す場所等 四 3 に掲げる場所

2 入札説明書等の交付方法 この公告の日から平成三十年二月十三日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、

四 3 に掲げる場所において直接交付する。

3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

4 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 平成三十年三月十三日（火）午前十時三十分

(二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県防災新館二階二〇一会議室

5 郵送による入札書の提出先及び期限 郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県総務部財産管理課宛てに平成三十年三月十二日（月）午後四時までに到着するように送付すること。

6 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。

(三) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

(四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

8 落札者の決定方法 山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下

「規則」という。）第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、本件は、低入札価格調査制度を適用し、設定した調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、落札者の決定を保留し、低入札価格審査委員会の審査を経て落札者を決定する。その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 免除

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 違約金の有無 有

5 前払金の有無 無

6 契約書作成の要否 要

7 長期継続契約 この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成十七年山梨県条例第九十号）に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することができる。

8 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に、三に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問合せ先 山梨県総務部財産管理課（電話〇五五―二三三―二三九一）

※ Summary

1 Nature and quantity of the services to be required:  
Cleaning services for the Yamanashi Prefectural Government Office Main buildings and its adjoining compound 1 set.

2 Date and time of tender:  
10:30AM March 13, 2018

3 Bureau in charge:  
Property Management Division, General Affairs Department, Yamanashi Prefectural Government 1-6-1 Marumouchi Kofu Yamanashi 400-8501 Japan

● 平成三十年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度  
 森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、平成三十年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を定めたので、次のとおり公表する。

平成三十年二月一日

山梨県知事 後 藤 斎

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度
甲府地区水源かん養保安林	一、六一六・四九ヘクタール
甲府地区土砂流出防備保安林	一七九・〇三ヘクタール
甲府地区保健保安林	三・三六ヘクタール
笛吹川水源かん養保安林	一、一四八・八八ヘクタール
笛吹川土砂流出防備保安林	一〇七・八八ヘクタール
笛吹川干害防備保安林	〇・七二ヘクタール
鰍沢地区水源かん養保安林	一、七五四・八〇ヘクタール
鰍沢地区土砂流出防備保安林	一五二・三〇ヘクタール
鰍沢地区干害防備保安林	七・一二ヘクタール
鰍沢地区保健保安林	一・五六ヘクタール
葑崎地区水源かん養保安林	一、〇八八・六八ヘクタール
葑崎地区土砂流出防備保安林	五五五・六九ヘクタール
多摩川上流水源かん養保安林	七二三・〇九ヘクタール
多摩川上流土砂流出防備保安林	一八・〇六ヘクタール
相模川中流水源かん養保安林	一、一四一・五三ヘクタール
相模川中流土砂流出防備保安林	一六四・〇六ヘクタール
相模川上流水源かん養保安林	一二八・九二ヘクタール
相模川上流土砂流出防備保安林	一七一・六四ヘクタール

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十

条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を北杜市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成三十年二月一日

山梨県知事 後 藤 斎

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
北杜市白州町白須字大原八四七四の二	安田壽
北杜市白州町白須字大原八四七四の五、八四七五の四	安田壽、仁田坂和夫
北杜市白州町白須字竹花六八四三の一、六八四三の二、六八四三の五	三山恵子
北杜市白州町白須字雑木七八二六の二	山田武兵衛
北杜市白州町白須字大原八三七一	埴原又左エ門
北杜市白州町白須字大原八四七四の四	仁田坂和夫
北杜市白州町白須字竹花六八四〇の二	池田美子

二 保安林として指定された目的 水害の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示 平成三十年一月十一日山梨県告示第一号「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて



マートインターチェンジ流入ランプとの合流部)	向へ

別表第三の二一の項の次に次のように加える。

二二二	二二二	二二三	二二二
中央自動車道富士吉田線(上り線)	中央自動車道富士吉田線(下り線)	中央自動車道富士吉田線(上り線)	中央自動車道富士吉田線(下り線)
山梨県富士吉田市小見七六四番地四先から山梨県富士吉田市上暮一〇番地四先まで	山梨県富士吉田市上暮一〇番地四先から山梨県富士吉田市上暮一〇番地四先まで	山梨県富士吉田市上暮一〇番地四先から山梨県富士吉田市上暮一〇番地四先まで	山梨県富士吉田市上暮一〇番地四先から山梨県富士吉田市上暮一〇番地四先まで
ルメ一四〇	ルメ一四〇	ルメ一四〇	ルメ一四〇
自動車	自動車	自動車	自動車
三〇	三〇	三〇	三〇
高速	高速	高速	高速
平成三〇年二月一日告示第一五号	平成三〇年二月一日告示第一五号	平成三〇年二月一日告示第一五号	平成三〇年二月一日告示第一五号

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番